

豊橋労働基準監督署 からの お願い です。

- ◇ 感染拡大防止の観点から、
労働基準法などの**届出・申請**は、**【電子申請】・【郵送】**により**手続き**していただくようお願いいたします。
- ◇ 接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワークの活用もあわせてお願いいたします。

届出・申請可能な主な手続

- 時間外・休日労働に関する協定届（36協定届）
- 就業規則作成届（就業規則変更届）
- 1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など

【電子申請】による手続

e-Gov（イーガブ）のHPから電子申請を利用できます。

e-Gov  検索

e-Gov



e-Gov利用者サポートデスク

- 電話番号 050-3786-2225（通話料金のご利用の電話回線により異なります。）
- 受付時間 4・6・7月 平日 9:00～19:00・土日祝日 9:00～17:00
5・8～3月 平日 9:00～17:00（土日祝日、年末年始を休止）
- Webお問い合わせ <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact>

【郵送】による手続

宛先

〒440-8506

豊橋市大国町111 豊橋地方合同庁舎6階

豊橋労働基準監督署